

令和4年度

第3回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 3 回 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年5月18日(水)午後2時30分から午後4時15分
- 2 開催場所 静岡市役所本館3階 第1委員会室
- 3 出席委員(17人)
会長 14番 徳田 雅亮
会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹
委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 4番 海野 光祥
5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子 7番 大塚 師輝
8番 小笠原 悟 9番 勝谷 ふみ代 10番 小村 寿文
11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美
17番 美尾 明 18番 望月 均 19番 森田 早苗
- 4 欠席委員 3番 内野 清己 16番 堀場 正明
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第16号 非農地証明申請について
議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
議案第18号 令和4年度最適化活動の目標の設定について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第7号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号
の規定による届出について
報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第9号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて
報告第10号 農地法第5条第一項第7号の規定による届出の取消し
について
報告第11号 地域別農業対策協議会の委員について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、

副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主査 福地 雅俊、
主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美

7 会議の概要

議長 　　ただ今から、令和4年度 第3回 静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、3番 内野 清己委員、16番 堀場 正明委員から欠席の旨、9番 勝谷 ふみ代委員が遅れると通告がありましたので、ご報告いたします。なお、出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会 会議規則 第18条 第2項 に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

18番 望月 均委員、19番 森田 早苗委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。なお、会議録を作成しますので、発言の際は 必ずマイクを持ってから、発言を始めてください。それでは、最初に議案第13号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　**【議案13号朗読】**

申請は2ページ、3ページに記載のとおり10件でございます。

議長 　　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　　整理番号7番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。譲り受ける法人は、令和4年4月に設立され、主な事業は、柑橘とお茶の事業です。申請事由ですが、この法人は以前から、今回の譲り渡し人である、法人代表者が所有する農地において事業を行っていましたが、事業の継続を確保するため、農地を個人所有から法人所有に移行したく申請に及びました。なお、該当法人は、農地保有適格法人の要件を満たしており、経営内容についても変更するものではありません。整理番号8番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号9番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、親から子への権利移

譲になります。

5番 以上、職員から説明がありました3件については、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 整理番号10番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、当該農地を管理する破産管財人で、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号11番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は、経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号12番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、親から子への使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、譲り受け人は、経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号13番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り渡し人は、当該農地を管理する相続財産管理人で、譲り受け人は、農地所有適格法人です。譲り受け人が農地を探していたところ、譲り渡し人との話がまとまり、申請に及んだものです。なお、当該法人は、農地所有適格法人の要件を具備していることを確認しております。

7番 以上、職員から説明がありました整理番号10番から13番については、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 整理番号14番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑。売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。適格法人の申請も提出されています。整理番号15番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号16番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は田で、贈与による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。

11番 以上、職員から説明がありました3件については、3班としては許可相当と判断しました。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第13号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第14号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第14号朗読】**

申請は5ページに記載のとおり2件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました2班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号4番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、隣接地において孫の分家住宅建築計画があり、現在建築基準法上の接道が無いため、申請地を市に寄付し道路として利用したいとの申し出があり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号5番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、申請者から、申請地を自営業である建設業の重機及び資材置き場にしたいとの申し出があり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

7番 以上、職員から説明がありました整理番号4番、5番については、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第14号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第15号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第15号朗読】**

申請は7ページから10ページに記載のとおり7件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号9番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請者は、市内に本社を置く砂利採取業を営む法人です。申請事由ですが、露天資材置場を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号10番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、駐車場スペースが狭く苦慮していたところ、隣接地所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号11番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請者は、県外に本社を置きキャンプ場等の施設運営を営む法人です。申請事由ですが、昨今のキャンプ需要により、若者からファミリー・シニア層までキャンプを楽しむ方が増え、コロナの影響もあり、国内旅行などが半減している中、今後もキャンプへの注目度が高くなっていくと考え、所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

5番 以上、職員から説明がありました整理番号9番、10番については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号11番につきましては、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を実施し、先程も聞き取りを行い皆様にも、聞いて頂いたとおりでございます。以上、整理番号11番につきましても、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号12番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが申請人は、隣接する建設現場での残土仮置場や、建設機械置場を探していたところ、土地所有者と賃貸借することで話がまとまり、申請に及びました。農地区分は、農用地区域内農地となりますが、不許可の例外である一時転用に該当します。転用期間は7か月で、期間終了後の作付け確約書

も提出されております。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

7番 以上、職員から説明がありました整理番号12番については、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号13番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、申請者は専業農家で作業用トラック、自家用車の駐車場の、用地を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号14番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、ブリーダーとして犬を飼育しておりますが、ドッグランを利用し、犬の飼育、躰をしたく所有者と話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。近隣住民との説明もされており、理解が得られているとのこと。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号15番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は電子機器部品製造販売業を営んでいる法人であります。事業の受注の増加に伴い本社工場と支社工場が手狭となり、拠点再整備のための工場用地を探していたところ本申し出地でと話しがまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。なお、本件は3,000㎡を超えるため5月20日に開催される県農業会議の常設審議会に上程され意見を聞くこととなります。

11番 以上、整理番号13番、14番につきましては、特に問題がないと思われますので許可相当判断させていただきました。整理番号15番につきましては、地区審査会で現地及び聞き取り調査を実施しましたので報告いたします。はじめに、会社の事業内容について確認しました。現在、高速プレス加工による、精密電子部品の製造販売をしており、スマートフォン、PCボード用の小型スイッチ用精密金属接点のバネの製造や自動車部品の製造販売業を営んでいます。施設

は、市内に本社工場、市外に支社工場があり現在の従業員数は316名です。申請の経緯として受注の増加に伴い手狭な工場の拡張をしたく、本社事務所と工場の拠点再整備をしたいため申請に至ったそうです。最終的にはすべての工場を申請地に集約していく予定だそうです。周囲の所有者、地元住民との事前説明を行い、了承を得ているとのこと。申請地中央に農地がありますが、工場の日かげにはならない様配慮した設計になっているとのこと。被害防除については、壁等を設置、排水については地下調整池を設置し、東側には排水溝を工場の外に設置します。以上のことから、整理番号15番については、3班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 農業振興地域除外の現地調査の際、近隣の方から山が急で鉄砲水がでることがあると聞いたが排水などどうなっているか。あと他に赤道が入ってあるがどうなっていますか。

11番 排水については流域計算され、合併地下調整池に落とし問題ないと聞いています。

12番 赤道はどうですか。

事務局 資料の地図をご覧ください。上のとがっている部分左側から階段をつけ、今まで真ん中あたりに赤道があったときより通りやすくなり、農地の境目の地権者にも説明済であると報告を受けています。

13番 地権者が多いところですが、認定農業者はいますか。

事務局 おりません。

議長 発言もないようですので、議案第15号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第16号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第16号朗読】**

申請は12ページに記載のとおり4件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号4番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現

況は、宅地です。こちらの案件ですが、前所有者が増築、昭和19年には車庫を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年5月2日に、地区担当農業委員立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。整理番号5番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、原野です。こちらの案件ですが、昭和11年、売買により取得しましたが、耕作されず現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年4月28日に、地区担当農業委員立会いのもと現地写真等を、確認をしていただきました。

5番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては承認することと判断しました。よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号6番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、昭和44年、現在の所有者の祖父により居宅建物敷地として利用され現在に至る。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年4月28日に、地区担当農業委員立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。整理番号7番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和36年に、亡き父が農業用倉庫を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年5月2日に、地区担当農業委員立会いのもと現地等を確認していただきました。

11番 以上、職員から説明がありました2件については、3班としては承認することと判断しました。

議長 ただいまの議案第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第16号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第16号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第17号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第17号朗読】**

申出は14ページに記載のとおり8件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

整理番号5です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約120日農業に従事していました。4月22日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号6です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農業に従事していました。4月21日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号7です。こちらの生産緑地はすべて、平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約60日農業に従事していました。4月25日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号8です。こちらの生産緑地は平成18年、平成21年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農業に従事していました。4月25日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号9です。こちらの生産緑地は平成22年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約120日農業に従事していました。4月27日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号10です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。4月27日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号11です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。4月27日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号12です。こちらの生産緑地は令和元年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約150日農業に従事していました。4月27日に地区担当農業委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長

ただいまの議案第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

発言もないようですので、議案第17号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長

議案第17号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第18号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第18号朗読】

目標案は16ページから18ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会活動における農地等の利用の最適化の推進状況及びその他事務の実施状況を公表するため、総会の承認を求めるものです。まず、例年の6月までに行っている農業委員会の目標及び実績の公表との違いについてご説明させていただきます。農業委員会による最適化活動の推進等について、昨年度、新たに令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知及び同年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知が発出されました。これにより、全国の農業委員会で、最適化活動に関する目標設定を行うこととなり、その目標の内容、設定基準等は一律で局長通知により定められ、その事務手続きや様式等については、課長通知により定められました。そのため、各農業委員会が弾力的に設定できる目標値は少なく、基本的には、各通知に従い、直近の各種調査による統計値を用いて目標設定しているものとなります。そして、目標設定に関しては、毎年度3月末までに翌年度の目標を設定し、4月末までに公表、県知事に報告することとなっております。なお、本年度に限り、この期日によらず、4月以降迅速に行うよう努めるものとされております。そのため、本総会にて承認後は、ネットワーク機構の確認を受けたうえで、都道府県知事に報告し、インターネットを通じて公表するものとなります。それでは16ページをご覧ください。これは静岡市農業委員会として、令和4年度の最適化活動に関する目標設定を行うにあたり、現在の状況を示したものです。農業委員会の状況についてですが、これは、令和4年4月1日時点での、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について報告したものとなります。この中にある総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数は農林業センサス2020における静岡市の数値から、引用してきたものとなり、耕地面積は、国の調査である令和3年度耕地及び作付面積統計に基づくものとなります。経営体については、指定された時点での担い手の農地利用集積状況調査に基づくものとなります。次のページをご覧ください。最適化活動の目標です。ここからは、令和4年度における最適化活動の目標設定についてご説明いたしますが、大きく分け、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つに関する目標設定を行っております。成果目標の1つ目は農地の集積です。現状及び課題ですが、管内農地面積4450haに対して、令和3年度末時点の集積面積は1747.4haとなり、集積率は39.27%となっております。ちなみに、令和2年度と比較すると33ha増加しております。集積に関する課題としましては、農業者の高齢化が進行する中で、

規模拡大等による農地集積は思うように伸びないことから、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人の確保を行うことが急務となっております。そして、目標ですが、令和4年度の新規集積面積目標は134haで集積率としましては、42.3%です。これは、先ほどご説明したとおり、各通知に従い、県の集積目標を、静岡市農業委員会の集積目標として設定することとなっているため、静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針では、令和12年の集積目標は、集積率80%となっております。それを最終的なゴールとして、現在の集積率を基準に、算出したものとなります。算出方法については、別紙、資料1をご覧ください。これは、耕地面積の減少予測と集積目標をグラフにしたものです。算出方法としては、令和12年に集積率80%となるよう、毎年必要な集積率を均等割し、設定しております。令和12年に集積率80%を達成するためには、現在39.3%の集積率に対して、令和4年から令和12年までの9年間で、毎年4.7%の集積率で集積をしていく必要があります。なお、令和4年度については、この通知による新たな基準での目標設定が初年度であることや、既に令和4年度が始まっていることを鑑み、目標の新規集積率を3%としました。その結果、令和4年度の新規集積目標面積は134haとなります。これを進めるための具体的な取り組みとしては、積極的な農地中間管理事業の周知や、市補助事業の積極的な活用を行ってまいります。では、議案17ページ下段をご覧ください。遊休農地の解消についてです。現状ですが、令和3年度農地利用状況調査の結果、1号遊休農地、すなわち再生可能な遊休農地は、26.2haでした。そのうち緑区分、これは草刈り等で簡易に再生が可能な状態となりますが、17.9haまた、黄色区分、トラクター等再生には重機を要する状態が8.2haでした。目標ですが、まず、既存の緑区分遊休農地の解消に関しては、令和3年度現在で17.9haあり、これを毎年3.5haずつ解消してまいります。そして、その下、黄色区分遊休農地の解消に関して、通知では、これを解消するための工程表を定めることを目標とするとされております。資料1の2ページをご覧ください。こちらが工程表案となりますが、解消方針の概要としては、8.2haの黄色区分遊休農地を解消するため、農地パトロールのほか、荒廃農地再生・集積促進事業の積極的な活用により、静岡市、振興公社と連携しながら毎年1.6haの解消を目標とする工程表といたしました。議案に戻っていただき、最後、新規発生遊休農地の解消面積ですが、これは通知では、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地とする

ことになっているため、6.2haを目標に進めてまいります。次のページをご覧ください。新規参入の促進です。現状及び課題ですが、過去3年の新規参入実績は記載のとおりです。今年度は、認定新規就農者が4経営体、3条による農家創設が7経営体、農地所有適格法人が2経営体、一般法人新規参入が1経営体の計14経営体、11.7haの参入がありました。目標について、過去3年度の権利移動面積の平均の1割を設定することとなっているため、新規参入者への貸付について、農地所有者の同意をえたうえで公表する面積として6.8haとしております。この確認方法については、これは農地利用意向調査により、中間管理等の貸付を希望し、関係機関への情報提供に同意があった面積となります。ちなみに、昨年度は8.9haがこれに該当するものとなります。以上が最適化活動に関する成果目標であり、達成すべき水準となります。次に、その成果目標を達成するため、具体的に行う活動目標についてご説明させていただきます。まず、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、静岡県農業ビジネス課から目標設定に関する考え方が示されており、毎月8日から10日としております。そのため、1人当たりの活動日数を1月あたり10日と設定いたします。なお、これはあくまで延べ日数であり、1日の活動の中で、圃場まで道中に遊休農地を見つけ、農作業中に近隣の農家と情報交換をした場合は2回とカウントされるものとなります。また、1回の活動時間に関わらず、活動日数に計上することが出来ると示されております。次に活動強化月間の設定です。通知では、毎年度活動強化月間として、3月以上を設定することを目標として設定することされています。そのため、3回を設定し、内容については、その記載のとおりです。まず、7月は、遊休農地の解消を取組項目として、利用状況調査の研修会を実施します。実際には8月から9月にかけて調査を行うため、その事前調査等を強化月間に行っていただきます。次に、10月から12月ですが、この時期は、農地利用状況調査を終え、農地の所有者に対して、意向調査を行います。その調査内容について周知を行い、農地中間管理事業等に関する問合せが、推進委員に直接あった場合は、対応していただくことを想定しております。これにより、中間管理による貸借につなげ、新規参入の促進について取り組みます。最後に9月、3月です。取り組みとしては、農地の集積です。中間管理による貸借契約が満期になる方に向けて通知を送る際、この内容についても推進委員に周知を行い、相談等があった場合対応を行います。積極的な貸借を働きかけます。最後に、新規参入相談会への参加目標です。

農業委員会は、県、市町等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することとされています。現状の行っている仕組みの中で、今年度については、令和4年10月頃に行う農地貸借の契約会時に、新規就農希望者がいた場合、担当地区の推進委員に同席していただき、営農計画書の確認等、就農に関する相談を行う予定です。以上、令和4年度最適化活動の目標となります。本議案承認後は、静岡県農業会議の確認を受けたうえで、都道府県知事に報告し、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、インターネットを通じて公表するものとなります。ご審議をお願いします。

- 議長 ただいまの議案第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 2番 18ページの昨年度の作付けのところで一番多い作目は何ですか。
- 事務局 調べて後ほどお知らせします。
- 2番 新規就農者の相談のところで1から2名と書いてありますが、常時受け付けしているのではないですか。
- 事務局 常時、新規就農は受け付けていますが窓口で対応する場合は事務局が話をするため、年2回程度の相談が目標であり、中間管理の契約会を4月と10月に実施しています。その際の相談に推進委員も同席し、新規就農者の支援や相談を実施します。
- 2番 新規参入計画のなかで面積での目標になっているが、件数は設定していますか。
- 事務局 今回の目標設定は面積の報告となっています。
- 議長 発言もないようですので、議案第18号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告第6号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第6号朗読】**

議案書の19ページをお願いいたします。報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙の者から通知書を受理したので報告します。通知は20ページから22ページの15件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

- 事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号1番について

は、借受人の死亡により、合意解約しました。整理番号2番から4番については、賃借人の経営規模縮小のため、合意解約しました。なお、別の方に貸すことが決まっているとのことです。整理番号5番については、賃借人の労力不足のため、合意解約しました。なお、別の方と中間管理事業で貸借予定とのことです。整理番号6番については、耕作者が経営悪化により借地の整理をするため、合意解約しました。なお、再配分について静岡市農協で調整中とのことです。整理番号7番については、耕作者が遠方にあたり作業効率が悪いため、合意解約しました。整理番号8番については、耕作者が高齢により規模縮小のため、合意解約しました。整理番号9番については、耕作者の労力不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号10番については、耕作者の経営継承のため、合意解約しました。耕作者の後継者と再契約予定です。整理番号11番については、耕作者の労力不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号12番と13番は同一の案件です。耕作者が高齢により農作業が困難となったため返還したいとのことで、合意解約しました。整理番号14番については、耕作者が規模縮小のため合意解約しました。整理番号15番については、賃貸人が別の方に農地法3条により所有権を移転するため、合意解約しました。以上でございます。

議 長 ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。次に、報告第7号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第7号朗読】**

議案書の23ページをお願いいたします。別紙の者から届出書を受理したので報告します。届出は24ページから30ページの70件がございました。その内訳は、4条の転用が25件、5条の転用が45件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が40件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が4件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。28ページ整理番号20は取消となっております。

議 長 ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

13番 29ページ31番5条の法人から法人に転用がされていますが不動産屋が農地を所有することができないのでは。

事務局 前の段階があると思われれます。土地の売買と建物の売買と違うため宅地分譲として分譲した所に建てた会社が購入する。一回5条が出ていて分筆して売買と

なり他の会社でも今後出てくることとなります。

- 13番 事務局 9番 議 長
- よく分からないが、まだ農地ということですか。
- これから売買が行われ所有権移転で地目は宅地になります。
- そういうことはよくあることで、宅地にする場合ある程度工事が必要で、それが出来ない場合は再度5条を出すこととなります。
- よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。次に報告第8号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第8号朗読】**

議案書の31ページをお願いいたします。別紙の者から届出書を受理したので報告します。届出は32ページから34ページの29件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

- 議 長
- ただいまの報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。それでは整理番号20番の説明をお願いします。

- 事務局
- 整理番号20番のあっせん希望についてご説明いたします。事務局で5月6日に現地調査をしたところ、届出地2筆の内、22の11は、草が伸び放題で、もう1筆の22の28は道路となっており、農地として利用できない状態であったため、あっせん不可と判断し、届出人に5月10日にその旨を伝え了承を得ました。場所は、市街化区域に隣接の調整区域であり、遊水地第2工区からは外れているものと思われます。

- 議 長
- よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。次に報告第9号について、事務局から報告事項の説明をお願いします

事務局次長 **【報告第9号朗読】**

申出は36ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

- 事務局
- それでは、ご説明いたします。整理番号1は、4月4日、担当地区最適化推進委員と現地確認を行いました。以上1件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者、であったため4月5日に適格者証明を交付しました。説明は、以上です。

- 議 長
- ただいまの報告第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第9号を終わります。
次に報告第10号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告書10号朗読】**

届出は38ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第10号を終わります。
次に報告第11号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告書11号朗読】**

議案書の39ページをお願いいたします。静岡市農業委員会地域別農業対策協議会設置要綱第3条に基づき、都市農業対策協議会、都市近郊農業対策協議会、山間地農業対策協議会の委員を定めたので報告します。各対策協議会委員は、40ページに記載のとおりです。詳細につきましては、担当職員から説明いたします

事務局 都市農業対策協議会、都市近郊農業対策協議会、山間地農業対策協議会の委員を定めたので報告します。各対策協議会委員は、3ブロックに分け地域課題を協議するところであり、委員のお住まいのところで割り振りをいたしました。人数の関係で事前に相談をさせていただき2名の方に動いていただきました。都市農業対策協議会6人、都市近郊農業対策協議会7人、山間地農業対策協議会6人です。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第11号を終わります。
以上をもちまして、第3回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。